# 「自転車用ヘルメット」購入に補助があります

令和 5 年 4 月 1 日から、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化となりました。 そこで、長野県と飯島町が連携し、自転車乗車時のヘルメット着用率の向上を目指して、 ヘルメットの購入費用の一部を補助することにしました。

頭と命を守るヘルメット。「自転車に乗ったら、必ず被る」を習慣にしましょう。

## ★補助対象となるヘルメットは?

⇒自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造されたヘルメットで、次の認証等 を受けた新品のヘルメットです。

- ① 一般社団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した「SGマーク」
- ② 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した「JCFマーク」
- ③ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した「CEマーク」
- ④ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した「GSマーク」
- ⑤ 米国消費者安全委員会が安全基準に適合することを認証した「CPSCマーク」
- ⑥ その他、上記①~⑤に類する認証等を受けたマーク等が付されたもので町長が認めるもの

#### ★補助対象者は?

⇒次のいずれにも該当することが必要です。

高校生⇒自転車利用率高く、ヘルメット着用率低い。死傷者数も多い。

- ① 飯島町内に住所を有し、かつ現に居住している高校生等又は高齢者 (申請を行う年度の3月31日において、満16~18歳、満65歳以上の方)
- ② 令和5年4月1日以降にヘルメットを購入した者
- ③ 過去に長野県内の他の市町村で長野県が実施する自転車乗車用ヘルメット 購入費事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者
- ④ 同一の補助対象経費に対する、他の補助金の交付を受けていない者
- ⑤ 世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- ⑥ 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例に規定する暴力団等、暴力団員、 反社会勢力に該当する者でないこと。

## ★補助対象経費と補助金額は?

⇒ヘルメットの購入に要する経費(送料等は除く)で、補助対象者一人につき、1個かつ 1 回限り。 補助対象経費の2分の1以内、上限2,000円です。(ただし、100 円未満は切捨て)

#### ★申請方法は?

⇒ヘルメット購入後、90日以内に次の書類を役場に提出してください。

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書【様式第1号】を記入・提出(役場窓口・町ホームページ)
- ② 領収書の写しなど(支払手続きが完了したことを証する書類)を添付
- ③ ヘルメットの写真など(認証マークの確認ができるもの)を添付
- ④ 学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証の写しなど(申請者の本人確認ができるもの)を添付

## ★ご不明な点がありましたら、あらかじめご相談ください。

- ※本事業は、一部長野県の間接補助事業であるため、申請は毎年度 4/1~2/末日までにお願いします。
- ※申請年度に新高校一年生(16歳になる方)と65歳になる方は、4/1以降に購入してください。
  - ■問い合わせ先 飯島町役場 総務課 危機管理係

電話:86-3111(内線 218, 219) FAX:86-4395 E-mail:kikikanri@town.iijima.lg.jp



